

ドイツにおける公法上の宗教団体

— 「エホバの証人」の事例を中心として —

塩津 徹 (創価大学)

はじめに

ドイツにおける国家と宗教との関係は、類型論でいえば分離型ではなく国教型でもなく、中間型であるとされており、分離型に属する我が国とは事情を異にする。たとえば、中間型の根拠の一つとして民法上の宗教団体と区別された公法上の宗教団体の存在があげられるが、その点もまた宗教法人法の下で一律に法人格を取得することができる我が国の宗教法制とは異なるのである。

ドイツの現行憲法、ボン基本法は公法上の宗教団体を規定しているが、法文上は特定の宗教との協力関係を明示しているのではない。しかし、実際には公法上の宗教団体とされているのはキリスト教諸派の教会(一部ユダヤ教会も含む)に限定されている。すなわち、中間型とは、国家とキリスト教会との密接な協力関係を示すものであり、憲法の規定というよりは実態を示すものであるといえよう。

他方、ボン基本法は宗教の自由を保障しており、この宗教の自由の規定からは国家の宗教的中立性の原則が導き出されている。ただ、国家の宗教的中立性の原則については、伝統的な国家とキリスト教会との協力関係を受容すべきであるのか、それともそのような関係を抑制しつつ個人の宗教の自由、とりわけ、少数派の自由により配慮すべきなのかの解釈に分かれるが、これまでは前者の解釈が有力であった。

筆者はこれまでの本学会の二度の報告で、ドイツにおける国家と宗教関係の特徴とされた国家とキリスト教会との協力関係(中間型とされる関係)、そして、

国家の宗教的中立性の原則に関するこれまでの有力な解釈が揺らいでいることを指摘してきた。本大会の報告においても公法上の宗教団体の認可の問題に焦点をあて、「エホバの証人」の事例を中心にこの「揺れ」の方向性を改めて検討してみることにする。

(一) 公法上の宗教団体の憲法上の位置づけ

①歴史的経緯

ボン基本法 140 条はワイマール憲法 137 条等の条項を編入しているが、ワイマール憲法 137 条は公法上の宗教団体を規定する。ここに至る詳細な歴史的経緯¹⁾については紙数の関係で省略するが、本報告に関連するかぎりにおいて簡略に触れる。ドイツでは歴史的には1555年の「アウスブルクの和議」以来、「領邦教会制」(一種の国教制)の下で各邦の国王の宗教が領民の宗教とされて個人の宗教の自由は許されていなかった。

しかし、18世紀後半には、プロイセン(特にプロイセン・ラント一般法)を先駆けとして「領邦教会制」は次第に変化し、一方で個人の宗教の自由が認められるとともに、他方、キリスト教会は公法上の団体として保障されて国家との協力関係にあった。このような体制の下で国家はキリスト教会への監督権を有し、教会は公的役割、教会税の徴収を認められたのである。

しかし、1918年のドイツ革命後、1919年のワイマール憲法制定時にはこのような関係が見直されようとしたのである。フランス憲法にならって国家と宗教との関係を分離する見解が社会民主党を中心に提起されたが²⁾、制憲時の協力政党(ワイマール連合の一員)であったカトリック中央党の存在もあって公法上の宗教団体が憲法に規定された。

ワイマール憲法は国教会を禁止し、国家の教会監督権を否定する一方で、公法上の宗教団体には教会税の徴収を認めるなどキリスト教会に配慮したのである。それはフランスをモデルとした「急進的分離」ではなく、当時のドイツのキリスト教会の現状の維持を目指したものであり、それなくしてはワイマール憲法の成立はありえなかったとされる³⁾。

そして、1949年のボン基本法制定時にはワイマール憲法制定時のカトリック

中央党以上に強力な勢力であったキリスト教民主同盟の主張によってワイマール憲法の規定が一部編入されたのである。ボン基本法制定過程において、ワイマール憲法は全体的に否定的に扱われる中で、ただ国家と宗教との関係の多くがボン基本法に編入されたことは注目に値する。

更にワイマール憲法にはなかった「神」の言葉が前文に入るなどキリスト教の政治的影響は強かった。また、制定後にルドルフ・スメントは編入によって法文は変わらないが、公法上の宗教団体の規定に見られる国家と宗教団体（当然、キリスト教会）との協力関係の意味はワイマール憲法時代よりも一層、高まったと「意味変遷」を指摘するほどであった⁴⁾。

もちろん、憲法における公法上の宗教団体の規定の意味をこのような政治的背景だけで捉えるわけにはいかない。たとえば、ホーレルバッハの、ドイツにおける国家と宗教との関係は急進的な世俗主義を採るのではなく、教会（当然、キリスト教会を想定）を公的なるもの（Öffentlichen）と理解し、社会における重要な存在として考えられている⁵⁾、との見解はこれまで公法学においても大勢を占めてきたのである。

実際にボン基本法の前文の神の言葉はキリストである⁶⁾と解釈するのが、これまでの一般的な理解であった。また、国家とカトリック教会（1933年のコンコルダート）、そして、プロテスタント教会（1955年のロックム条約が代表例）との間だけに条約ないし協約が締結されていることを考えるならば、国家とキリスト教会の間には密接な協力関係が存在することは明白である。

このような状況をふまえて、ウーリッヒ・ストウッツはドイツにおける国家と宗教との関係は「国家と（キリスト）教会の不完全な分離」（hinkende Trennung von Staat und Kirche⁷⁾）と指摘したのである。そして、公法上の宗教団体を含めてこれらのことは長い間ドイツの宗教的、社会的伝統からは当然であるとされてきた。要するに、ドイツにおける国家と宗教との関係を規律する法規は国家教会法（Staatskirchenrecht）と呼ばれるが、それらは他の憲法領域とは異なって歴史的状況に大きく規定されるものであった。

②宗教団体の法制

ドイツにおける公法上の宗教団体の特別な位置づけを理解するために、まず、宗教団体の法制を見てみる。ドイツにおいて宗教団体は、公法上の団体と民法上の団体の二種類に分かれる（法人格を取得していない団体もあるが、ここでは法人格を得た団体のみに限定）。ボン基本法に編入されたワイマール憲法137条の中で4項は民法上の宗教団体を規定する。民法上の団体とは民法の一般規定（21条の非営利社団の規定）により法人としての権利能力を取得することができるものである。

したがって、この場合の民法上の宗教団体とは特定の宗教法制に基づくものではなく、単に民法上の非営利社団の規定によるものである。そして、非営利社団は区裁判所に登記することによって法人格を得ることができるのであって法人格の取得は比較的容易である。ただ、登記とは別に免税資格を得るためには課税庁の審査を経なければならない。

これに対して公法上の宗教団体は同条5項、6項に規定されている。この場合は民法上の団体と異なって宗教団体に限定された手続きによって法人格を得るのである。この規定によれば、公法上の宗教団体は登記ではなく州の認可を必要とする。そして、後で述べるように認可されるためにはいくつかの基準をクリアしなければならない。したがって、民法上の団体の法人格の取得よりは厳格な手続きと基準が求められている。

公法上の宗教団体として認可されれば、当然、非営利団体であることから免税資格はもちろんのこと、教会税の徴収（課税庁が代行）が認められる。その結果、財政的には安定するだけでなく、公の認可は宗教団体の社会的評価を高めることはいうまでもない。そして、他の公法上の団体と異なって宗教団体には国家の監督権がおよばず、国家からの自立性と固有性を保障されている点も特色とされる⁸⁾。

また、公法上の団体とは直接的な関係はないにせよ、ボン基本法7条3項が認める公立学校における正規の授業としての宗教教育（一般的宗教教育でなく、宗派教育）を担当しうる⁹⁾ことになり、社会的影響力も大きい。これらの点を見るならば、公法上の団体として認められた宗教団体は優遇されており、当然、

宗教団体は認可を求めようとするのが分かる。

ところで、憲法の規定では公法上の宗教団体は、従来からの団体と新たな申請団体の二種類に分かれる。「従来からの」とはワイマール憲法以前に既に公法上の宗教団体とされた団体であり、一部のユダヤ教会とカトリックとプロテスタントのキリスト教の大教会だけであり、この憲法の規定は当時のドイツ社会の宗教的伝統を追認したにすぎない。

問題は公法上の宗教団体の新たな申請であり、認可である。この点についてはワイマール憲法の制定意図を見ておく必要がある。制定過程において憲法の起草者であるプロイスと民主党のナウマンとの間の議論によれば、新たな申請団体としては、多分にメソジスト、バプテリスト等のキリスト教系の小教会を想定したものであり、それも認可を前提とした議論であるとされている¹⁰⁾。

圧倒的にキリスト教社会であった当時の社会背景からすれば、キリスト教以外の宗教が申請し、また、公法上の団体の地位を認めることなどは想像もできなかったである。したがって、公法上の団体としての資格を厳格に規定するよりは、一定の基準を満たせば認可しうるのであって、それゆえにあいまいな基準で事足りる、と憲法制定者たちは考えたと思われる¹¹⁾。

実際、ワイマール憲法下、ボン基本法の下でも長い間、新たな公法上の宗教団体の認可の問題は、二大教会以外のキリスト教諸派の教会であり、さしたる論議とはならなかったのである¹²⁾。しかし、近年、ドイツ社会にキリスト教以外の、イスラム教、そして、いわゆる新宗教が進出するにともなって、公法上の宗教団体の認可の問題は改めて問い直されることになったのである。

端的に言えば、キリスト教以外の諸宗教団体も公法上の宗教団体として認められるか否かである。憲法の規定自体は特定の宗教を予定しているわけではないが、実態としてはキリスト教会に限定されてきた。その点について、キリスト教会以外の諸宗教団体が公法上の団体の申請をした場合に州当局、もしくは裁判所が憲法の規定をどう解釈し、判断するかが問題となる。

(二) 認可の実状

①認可の基準

公法上の団体の認可に際してもっとも重要な点は認可の基準である。公法上の宗教団体の資格を得るには、宗教団体の自己申請が必要であって職権によって付与されるものではない。この申請をもとに州は申請団体が一定の基準を満たしているかどうかを審査し、認可をする。認可の基準としてワイマール憲法137条5項に明示されているのは、「規則」(Verfassung)、「所属員数」、「存続の保障」の三点である。

ワイマール憲法137条8項はそれ以上の認可の具体的手続きを州法に委ねているが、現在、ハンブルク州を除いては州法は制定されていない。この州の認可については、当初から問題が生じることを予想していなかったもので、憲法の抽象的表現でも事足りると考えられていたのであり、事実、そうであったことは先に述べたとおりである。

それでも、憲法の規定を補足するために認可の基準の明確化が試みられている。ドイツの場合は、宗教、教育を含む文化行政は各州の権限(文化高権)である。そして、文化行政に限らず、各種行政実務に関して州間の協議、協調がはかられており、公法上の団体の認可についても各州間の協議で二度にわたって基準の統一化、明確化が試みられている。

一つは、1954年に出された「宗教団体および世界観団体への法人格付与に関する文部大臣会議の勧告」¹³⁾であり、二つには1962年に提出された「教会事項管轄の州の担当部局による解説」¹⁴⁾である。これら二つは、先の三基準に解説、補足を加えたものであるが、非常に短い覚え書き程度のものであり、これらの補足をもってしても先の三基準が完全に明確にされたとは言い難い。

とはいえ、これ以上にさしたる指針があるわけではないので、これらを含めて現在までのところ各州当局の実際の認可の基準として一応のコンセンサスを得ている点について以下、各項目ごとに説明してみる。もちろん、厳密な基準ではなく一定の目安であると考えた方がよい。その前に認可は原則的に各州の権限であるが、認可の決定に際しては他の州との連絡を取るなどの州間の協力

関係もあることを記しておく。

まず、三基準の一つとして、公法上の宗教団体は、当然、「規則」(定款)を有することが求められる。この場合は、単に宗教団体に規則が存在するという形式性ではなく、実際に規則に基づいた組織運営がなされていることが必要であるとされている。また、組織運営においても公法上の団体としての法人格付与に値するような組織形態と組織代表が存在することが求められている。

この点は特にイスラム教に関連してくるが、そのことについては後で述べる。更に、連邦憲法裁判所の判決¹⁵⁾においては破産がありえないような財政的基盤の安定性も指摘されている。要するに規則といっても組織形態と活動の安定性が重要であり、それはまた、規則のみの問題ではなく他の基準とも合わせての総合的な判断が必要とされている。

二つめの、「所属員数」の基準については、各宗教団体の所属員数の各州の全人口に占める割合が認可の基準とされている。宗教法学者のヘルマン・ウェーバーは最低限でも人口の千分の一を満たす必要があるとしている¹⁶⁾。しかし、1998年に出された連邦議会の「いわゆるセクトおよびサイコグループに関する報告書」¹⁷⁾では、各州の認可に際してはそれよりも厳しい千分の二の数が求められている、と説明されている。

もっとも、ウェーバーも指摘しているように必ずしもこの数は絶対的基準ではないのであって他の基準との総合的判断が求められている。厳密には所属員数の基準に達しなくても、他の基準を十分に満たしている場合は認可されることもありうるのである。その他にも所属員数が公共生活に一定の影響を及ぼす程度なのかも考慮されるし、また、一つの州の決定は他の州の決定に際しても参考にされる、といわれる。

更に三つめの「存続の保障」の基準とは、公法上の宗教団体としての存続の可能性であり、それゆえに安定性に関わる事柄である。この点に関しても設立から10年あるいは50年の期間が必要であるなどの様々な説がある。しかし、今日、ドイツにおいてコンセンサスを得ているのは宗教団体の設立(ドイツにおいて)から「一世代」を経過していることである。この場合、「一世代」とはおおよそ30年であるとされている¹⁸⁾。

この基準もまた絶対的基準ではなく、年数を多少満たさなくても「存続の保障」を確認できるほどの状況であれば認められる、とされている。また、既に他の州で公法上の宗教団体として認可されている場合は、必ずしもこの年数に限定されない。このように各基準とも一応の目安であって、各州の当局が総合的に判断することが求められていることは先に述べたとおりである。

しかし、認可の基準はこれにとどまらないのであって、本報告の中心的な論点も憲法に明示されていないが実際の認可において基準として考慮されている「不文の基準」についてである。この点に関して、もともとワイマール憲法137条5項のモデルとなった1919年3月のバーデン憲法には公法上の宗教団体は国法と良俗(Sittlichkeit)に反してはならないとの規定があった¹⁹⁾ことが重要である。

このことから、ワイマール憲法137条には明示されていないものの、公法上の宗教団体は国法や良俗に反してはならないという「不文の基準」は当然に含まれていると解釈されているのである。したがって、「不文の基準」とは、一般的には法的誠実性(Rechtstreu)であるとされており、法の誠実な順守である。具体的には宗教団体においてすべての法、法律に対する誠実な順守がなされているかどうかを認可の基準になるということである。

また、このような一般的な意味での法律の順守だけでなく、特にボン基本法の場合は、9条2項において刑法、憲法秩序に反する団体の禁止を規定していることも公法上の宗教団体の認可における基準とされている。更に、ボン基本法の基本原則、たとえば、人間の尊厳、民主主義に反する宗教団体も当然に公法上の団体として認められないことはいうまでもない。

以上が「不文の基準」としての法的誠実性である。この法的誠実性は、一見して明確な基準とも思われる。しかし、後で詳しく述べるように、それが「不文」であるがゆえにそこには様々な要素(たとえば、キリスト教以外の宗教の排除)が入りこむ余地があることが問題なのである。そして、これに関連して認可の基準として法的誠実性以上に問題性を含んでいるのは国家の宗教的中立性の原則の解釈である。

理論的には、認可に際して国家の宗教的中立性の原則から、宗教団体の概念

をキリスト教的伝統から理解することは禁止されている²⁰⁾。先の「教会事項管轄の州の担当部局の解説」でもキリスト教神学的概念で理解することを禁止している。すなわち、実際にはともかく理論的にはキリスト教以外の宗教にも公法上の宗教団体の道が開かれているということになる。

以上の事から認可の基準は、理論上は各宗教団体の教義内容の審査（内容的基準）ではなく、いかえればキリスト教的基準ではなく、あくまでも形式的基準であるべきことになる。確かに憲法上の三基準は形式的基準である面が強いが、ただ、先にも述べたように「不文の基準」とされる法的誠実性は単に法律の順守以上の内容が求められる可能性がある。

また、国家の宗教的中立性の原則も、実際の解釈、運用によってはキリスト教的基準という内容的基準にならないか否かである。本報告の焦点もここにあるのであって、ユダヤ教、キリスト教の二大教会ではなく、ドイツ社会では「新宗教」とされる「エホバの証人」の事例をめぐってこのことを検証してみようと思うのである。

ところで、公法上の団体の資格、法人格の喪失に関しては憲法では規定されていないが、自己申請による喪失、法人格の取得における不正、先にあげた9条2項における刑法、憲法秩序に反する団体の禁止等の理由が考えられている。実際に公法上の団体の資格が喪失された唯一の例としてはナチス政権下のユダヤ教会の事例があげられる。

②州の認可の実状

これまで述べてきた認可基準を見るならば、理論上は宗教団体の教義内容に直接的に関わるものではなく、あくまでも宗教団体の外形的、形式的要件に関連するものである。しかし、各州によって認可されている公法上の宗教団体の実状をみれば、一目瞭然なのはユダヤ、キリスト教会以外の例はないということである。イスラム教、新宗教の場合は、民法上の団体として法人格を取得しているが、公法上の団体は現在のところ皆無である。

たとえば、資料としては多少古くなるがバーデン・ヴュルテンブルク州の実例をあげれば、カトリック、プロテスタントの大教会を除いて（なぜなら、従来

からの公法上の団体である)、新たに認可された宗教団体は古カトリック、プロテスタント系諸派、ロシア正教会、ユダヤ教会だけであるからである²¹⁾。他の州では救世軍も認可されている例もあるが、ほぼ各州とも状況は変わらないし、今日までも大きな変化はないと考えられる。

イスラム教に関していえば、全人口の約2.7パーセントを占め、カトリック、プロテスタントに次いで第三の宗教勢力であり、先にあげた認可されている二大教会以外のキリスト教系の諸教会よりも大勢力でありながら、公法上の宗教団体として認可されていない。この事実を見るかぎり認可基準には教義内容に関わるものがあるとの推測も成り立たないわけではない。そして、ドイツ社会のユダヤ・キリスト教的伝統からすれば内容的基準は当然であるとの見解もなくはない。

しかし、公式的、理論的にはキリスト教的神学概念を基盤とした内容審査によるものではなく、あくまでも形式的基準によるものであるとされていることは先にも述べたとおりである。イスラム教の場合も所属員数はともかく、組織形態は個々の小規模センターにとどまり、州レベルの組織が欠如し、なおかつ意思決定機構、代表組織が存在せず、三基準のうちの規則に関して公法上の団体として適格性を欠いていることが指摘されている²²⁾。

また、1960年代以降、ドイツ社会に展開しつつある新宗教団体も民法上の団体として登記されていても今のところ公法上の団体として認可された例はない。新宗教団体の多くが憲法上の三基準を満たしていないことが指摘されており、1976年にヘッセン州において統一教会が申請した事例においても「存続の保障」の基準を満たしていないとの理由で却下されている。

このように州の認可の実状を見るかぎり、ユダヤ・キリスト教会に限定されているが、その理由は憲法上の三基準であれ、「不文の基準」であれ、また、国家の宗教的中立性の原則に関しても宗教団体の形式的基準の問題なのか、それともドイツの宗教的伝統をふまえてユダヤ・キリスト教会に限定するという内容的基準が存在しているのかは判然としないものがある。

ただ、これまで多くの判例、学説では国家とキリスト教会との協力関係は当然の事としてきたことがあり、また、実際に認可を求める宗教団体もほぼユダ

ヤ・キリスト教会だけであって、認可基準についての議論、そして、認可に関する紛争もほとんどないに等しかったことは先に述べたとおりである。しかし、イスラム教、新宗教の進出は、このことの再検討をもたらしたのである²³⁾。

ところで、ドイツの公法学者の中でもオーバーマイヤーは、多くの学説と異なって国家の宗教的中立性の原則を厳格に解釈してきた点が注目される。彼は、ボン基本法の神はキリストなどの特定の神ではないと明言し²⁴⁾、国家とキリスト教会との協力関係を消極視し、国家と宗教との関係をより分離の方向で捉えているのである²⁵⁾。

以上のような状況の中で、ドイツにおいて新宗教団体とされている「エホバの証人」が公法上の宗教団体の認可の申請を行なったのである。「エホバの証人」は、イスラム教、統一教会の事例と異なって憲法上の三基準を満たしている。そこで、次に「不文の基準」、国家の宗教的中立性の原則の解釈が問題とされるが、その場合に内容的基準が入るのか否かが注目されたのである。

(三) 「エホバの証人」の事例

①問題の所在

「エホバの証人」はドイツ社会においては長い間キリスト教的伝統とは異なるセクトと呼ばれ、批判的に見られてきた新宗教団体である。「エホバの証人」は既に民法上の宗教団体（非営利社団）として認められてきたが、改めて公法上の団体としての認可を申請した。しかし、州当局によって認可を拒否され、その後、各裁判所によって州当局の決定の是非が争われたのである。

この争いは、最終的には連邦憲法裁判所まで持ち込まれるが、その過程で示された州当局、各裁判所の判断内容、理由の相違に公法上の宗教団体に関する論点が明らかになる。特に、「不文の基準」、国家の宗教的中立性の原則の解釈内容が問題となるのであるが、この「エホバの証人」の事例では公法上の宗教団体の認可の問題に限らず、ドイツにおける国家と宗教との関係の現状と方向性が見えてくるのである。

ここで公法上の宗教団体の認可の申請に至るドイツにおける「エホバの証人」

の歴史を簡単にまとめてみる。「エホバの証人」は、もともとはアメリカに起源を持つ宗教団体である。19世紀末からドイツで活動、1927年には非営利社団(民法上の宗教団体)として登記するが、ナチス時代には禁止され、解散させられる。そして、第二次大戦後、1945年には再び登記するも、1950年には東ドイツ政府によってまたもや禁止される。

その後、ドイツ統一に向かって東ドイツ社会が揺れ動く中で活動を再開するが、「エホバの証人」の主張によれば、1990年3月14日に東ドイツ政府によって「公認」(Staatlich Anerkennung)されたという。そして、ドイツ統一後には再び、非営利社団の登記を行い、1990年10月にベルリン当局に既に公法上の団体であることの確認を求め、翌年の4月には補助的に新たな公法上の団体としての申請を行ったのである。

②ベルリン当局の決定²⁶⁾

1993年4月20日、ベルリン当局は「エホバの証人」の先の二つの申請を共に却下している。東ドイツ政府の「公認」は公法上の宗教団体として認めたものではなく、また、補助的になされた新たな申請についても根拠がないとしたのである。ただし、「エホバの証人」が憲法上の三基準を満たしていることは当局も認めており、却下の理由は別な点にあった。

ベルリン当局も「エホバの証人」が宗教団体であり、教義により選挙への不参加を決定していることは宗教の自由の範疇に属すると認めている。ただ、「エホバの証人」は民法上の宗教団体として既に法人格を得ており、その資格においては選挙への不参加は自由であるが、公法上の宗教団体として認可されるためには国家との協力関係が必要とされる、として民法上の団体と公法上の団体の区別を強調する。

そして、公法上の団体として認可をされるためには憲法上の三基準だけでなく、「不文の基準」をクリアーすることが必要であるとするが、問題はその具体的内容である。ベルリン当局は「不文の基準」としての法的誠実性に関して、法律に対する誠実な順守だけでなくより広げた基準内容を提示したのである。それらは、要約すれば次の三点に集約される。

公法上の宗教団体として認可を受けるためには、一つには寛容の原理が必要であって他の宗教団体に対して寛容でなくてはならない、とする。二つには宗教団体の内部秩序は非民主的であってはならない、とする。三つには公法上の団体は選挙等の政治参加を否定してはならない、としたのである。このベルリン当局の決定に関して、その後、各裁判所で争われることになるが、争点は以下のことにあると考えられる。

第一、第二の点について、「エホバの証人」に限らず宗教団体に要請するのは妥当なことなのか否か。なぜなら、本質的に宗教団体には非寛容的、非民主的な要素もありうるからである。宗教団体の中には当然、寛容的、民主的団体もあるが、この点を公法上の団体の資格と結びつけることはかえって宗教団体の自己決定権、宗教の自由を侵害する恐れはないといえないかどうかである。

第三の点については、「エホバの証人」の教義内容に関わるものであるが、公法上の団体としての認可に際して教義内容の審査をすべきか。そもそも、選挙への参加が憲法上要請されているのかどうかである。このベルリン当局の判断、その理由づけに見られる様々な論点はこの後の各裁判で繰り返し、議論されるのである。

③ベルリン行政裁判所の判決²⁷⁾

「エホバの証人」はベルリン当局の決定を不服としてベルリン行政裁判所に提訴した。ベルリン行政裁判所は1993年10月25日の判決で、一方では「エホバの証人」が既に公法上の宗教団体の地位にあることは否定した。なぜなら、東ドイツ政府による「公認」とは、公法上の宗教団体の法制が欠けていた東ドイツ憲法下では、単に一般的な結社(教会)の自由を認めたにすぎない、と行政裁判所は判断したからである。

他方、行政裁判所はベルリン当局が「エホバの証人」に対して新たな公法上の団体としての地位を付与する義務を負っていることは認めた。ベルリン行政裁判所の判決はベルリン当局の決定を覆すものであるが、結論はもちろんのこと、その理由づけの相違が重要である。ベルリン行政裁判所は、まず、「エホバの証人」が憲法上の三基準を満たしていることを認めるとともに、「不文の基

準」である法的誠実性もあり、国家・憲法秩序に反しているわけではないと判断している。

そして、それ以上の「不文の基準」の内容として、他の宗教団体への寛容、民主的な内部構造の要請の問題は公法上の宗教団体の認可とは関係ないと断じている点がベルリン当局の判断と決定的に異なる。更に、選挙への参加に関しても同様であり、それを理由に認可を認めないとすれば、かえってボン基本法4条の宗教の自由を侵害する、と判示しているのである。

すなわち、ベルリン当局が公法上の宗教団体に関しては、民法上の団体以上に多くの基準を要求することによって特別視したのに対して、ベルリン行政裁判所は民法上の団体であれ、公法上の団体であれ、一定の形式的要件を満たせば良いとしたのである。ベルリン行政裁判所は認可の基準として法律の順守等の形式的基準に依拠し、宗教団体内部の秩序、教義内容の問題に立ち入ることはできないと判断したのである。

いいかえれば、ベルリン当局がワイマール憲法137条の公法上の宗教団体の規定とボン基本法4条の宗教の自由の規定との関係を、一応、切り離すのに対して、ベルリン行政裁判所は後者の規定に基づいて前者を解釈すべきであるとして、宗教の自由の保障に大きく配慮しているのである。つまり、国家の宗教的中立性の原則をより厳格に解釈して、宗教の自由を重視している。この点は重要な視点の相違であり、これ以後の裁判においても争われることになる。

④ベルリン上級（高等）行政裁判所の判決²⁸⁾

ベルリン行政裁判所の判決に対しては原告、被告ともにこれを不服としてベルリン上級行政裁判所に控訴した。この裁判の中でベルリン当局は、「エホバの証人」の非民主的、非寛容の組織構造とともに、より具体的に組織の持つ問題性を指摘している。それは、組織構成員に対する「全体主義的強制」がなされ、こどもたちの処遇、とりわけ、「輸血拒否」はこどもたちを傷つけていることなど、基本権の侵害の状況を主張したのである。

ベルリン上級行政裁判所は1995年12月14日の判決でベルリン行政裁判所の判決と同様に「エホバの証人」は既に公法上の団体の地位にあるわけではない

が、新たに認可しうる条件を満たしている、と判示したのである。理由もベルリン行政裁判所の判決とほぼ同様であるが、認可に際して教義内容の審査を禁止するとともにキリスト教神学的解釈がなされてはならないことが改めて指摘されている。

すなわち、国家の宗教的中立性は厳格に解釈されなければならないことが強調されている点が注目されるのである。また、選挙に参加するか否かについては宗教団体の自己理解によるものであって、しかも、公法上の宗教団体は選挙への参加を義務づけているのでないとしている。更に「エホバの証人」は選挙への参加は否定していても民主主義そのものを否定しているのではないとしたのである。

以上までの経過の中で明らかになった主要な論点は、「不文の基準」を一般的な法的誠実性だけでなく、特に選挙への参加まで拡大するか否かである。ベルリン当局は選挙への参加までも含むとし、ベルリン行政裁判所、ベルリン上級裁判所はそれを否定した。ベルリン当局は民法上の宗教団体と公法上の宗教団体を区別し、公法上の団体には選挙の参加を求めた。しかし、両行政裁判所はそれを否定したのである。

ただ、ベルリン当局から提示された組織構成員に対する強制やこどもたちへの心身の侵害があるのか、それらが基本権に対する侵害とはならないのか、もし、そうであるとしたならば法的誠実性に反しないのかの問題はベルリン上級行政裁判所の判決では判断されていない。そして、この争いは次に連邦行政裁判所の判断に委ねられたのである。

⑤連邦行政裁判所の判決²⁹⁾

連邦行政裁判所は、1997年7月26日の判決でベルリン上級行政裁判所の判決を破棄し、「エホバの証人」は新たな公法上の宗教団体としての資格はないと判示したのである。判決の要旨は、民主主義国家に対して継続的な協働に不可欠な忠誠(Loyalität)を有しない宗教団体は公法上の団体の認可の請求はできない。そのような忠誠の欠如は、宗教団体(エホバの証人)が信者に選挙への参加を禁止していることに見られる、としている。

連邦行政裁判所は「不文の基準」としての法的誠実性の内容を一般的な法律順守はもちろん、9条2項、更には選挙への参加も含めている。「エホバの証人」が三基準を満たしていることに異論はないとするが、選挙への参加を否定している点で法的誠実性に欠けているとしているのである。この点で、ベルリン行政裁判所、ベルリン上級行政裁判所の判断を斥け、ベルリン当局の判断に戻っている。

連邦行政裁判所の判決の理由づけの特徴は、外形的な問題、教団の活動の実態の判断をせずに教義内容を論じていることにある。連邦行政裁判所は「エホバの証人」の法的誠実性の問題として、脱会者を強制的な方法で引き止めたり、宗教団体内のこどもたちの福祉を侵害しているか、あるいは基本権侵害があるか否かについての実態を検証することはしなかった。このような実態を見るまでもなく、「エホバの証人」の教義を検討することによって公法上の団体の資格を判断できるとしたのである。

連邦行政裁判所は、公法上の宗教団体は国家の基本秩序である民主主義の原理に適合しなければならないし、民主主義の原理には選挙への参加も含まれるとしたのである。「エホバの証人」はその教義において選挙への参加を否定するのみならず、兵役、代替兵役も認めておらず、これは民主主義の原理、国家への忠誠に反するがゆえに公法上の団体の資格はない、と判断したのである。

また、「エホバの証人」自身は、選挙への参加の否定はボン基本法4条の宗教の自由の範囲にあると主張するが、連邦行政裁判所は宗教の自由と137条の公法上の団体の問題は直接的な関係はないとする。「エホバの証人」からすれば、選挙への不参加を理由に公法上の団体の地位を認めないことは宗教の自由を侵害することになるが、連邦行政裁判所は公法上の団体はそのような制約（選挙への参加の義務）はやむ得ないとしているのである。

⑥連邦議会調査委員会報告書

連邦行政裁判所の判決後、それを不服として「エホバの証人」は更に憲法異議（憲法訴訟）申し立ての手続きによって連邦憲法裁判所に提訴した。その判決内容については次項で触れるが、判決以前に出された連邦議会の「いわゆるセク

トおよびサイコグループに関する報告書」では、裁判所以外の国家機関がこの問題をどのように捉えていたかを見ることができる。

1998年5月に提出されたこの報告書では「エホバの証人」の公法上の宗教団体の認可の事例について触れている。要約すると、報告書は連邦行政裁判所の判決を容認し、なおかつ連邦憲法裁判所も連邦行政裁判所の判決を確認することを期待しているのである。また、報告書には「エホバの証人」の事例に対して、より厳しい態度を示した社会民主党の少数意見が付されている。

「不文の基準」に選挙への参加を含むという報告書(多数意見)に対して、社会民主党は「不文」の基準ではなく、むしろ、憲法改正によって明示することを検討すべきであると主張しているのである。社会民主党は、公法上の団体は特権を与えられているがゆえに、憲法秩序、憲法の基本価値を積極的に支持しなければならない、ともいう。

このように連邦行政裁判所の判決、連邦議会の調査委員会の報告書を見ても、公法上の宗教団体には国家からの消極的自由だけではなく、国家の基本価値(憲法の基本価値)への積極的協力、選挙への参加が要請されているという意見が有力であったのである。また、このことにおいては民法上の宗教団体との区別が強く意識されていることも同様である。

新たな公法上の宗教団体の認可に際しては、形式的要件ではなく、国家との協力関係を確認するために教義の判断を含めた内容的要件で判断することを要請しているともいえる。ただ、繰り返していうが教義を審査する場合は、伝統的宗教であるキリスト教的概念によって判断される恐れはないとはいえない。それゆえに宗教の自由を侵害することにならないのかが問題とされよう。

しかし、これまでのドイツの国家と宗教との関係を考えれば、そのことはさほど疑問とはされなかった。なぜなら、ボン基本法4条の宗教の自由とワイマール憲法137条の公法上の宗教団体との関連性を消極視し、後者を重視するならば、国家とキリスト教会との協力に対してキリスト教以外の信者はそれを受忍すべきであるということになるからである。それはまた、宗教の自由を侵害しないという判断にもなる。

連邦憲法裁判所の数多くの判決においてもそのように解釈してきたのであ

る。ところが、国家の宗教的中立性を厳格に理解し、少数派の宗教の自由に配慮すれば、これらのことは当然、問題視されることになる。連邦憲法裁判所は1995年の「教室十字架事件」の判決（決定）³⁰⁾で、これまでの国家とキリスト教会との協力関係に対して否定的判断をして判例理論の変更を行っているのである。

そして、国法学者の中でも連邦行政裁判所の判決に対して批判的な意見が見られた。たとえば、「国家と宗教」がテーマとなった1999年のドイツ国法学者大会でベッケンフェルデは、キリスト教と非キリスト教との差別の禁止を主張し、選挙への参加を認可の不文の基準とした連邦行政裁判所の判決を批判している³¹⁾。以上のように混沌とした状況があるがゆえに、この問題での連邦憲法裁判所の判断が注目されたのである。

⑦連邦憲法裁判所の判決³²⁾

2000年12月に連邦憲法裁判所は、「エホバの証人」の憲法上の異議申し立てを認め、連邦行政裁判所の判決はワイマール憲法137条5項に違反すると認め、破棄差し戻しの判決を下している。そして、連邦行政裁判所の判決は、「エホバの証人」に関して基本法4条の宗教の自由、同3条の平等原則を侵害すると判示したのである。

連邦憲法裁判所は「エホバの証人」の主張、ベルリン当局の決定、ベルリン行政裁判所、ベルリン上級行政裁判所、連邦行政裁判所の各判決の論点を整理しながら判断を下している。そして、ワイマール憲法137条5項の公法上の宗教団体の認可に基準に関して改めて明確にしているのであるが、特に「不文の基準」とされる法的誠実性の内容が焦点となったのである。

判決の要旨は以下のとおりである。〈1〉公法上の団体は法的誠実性を要求される。法的誠実性とは現行法の順守であり、ボン基本法9条2項が規定するように団体が刑法・憲法秩序に反しないことであり、同79条3項の基本原則の順守である。そして、第三者の基本権を侵害せず、自由な国家教会法を侵害しないことである。〈2〉ボン基本法は以上のことを超える国家への忠誠(Loyalität zum Staat)を要求しない、であった。

判決理由を整理すると、連邦憲法裁判所も憲法に明示された三基準の他に「不文の基準」が存在することを認める。それは、法的誠実性であるが、現行法の順守に加えて9条2項、ボン基本法の基本原則も含むのは当然ともいえよう。ただ、それとともに、連邦憲法裁判所が第三者の基本権の侵害の禁止、国家によるこどもたちの保護責任を強調している点に関心を持たれる。

このように法的誠実性の内容として、特に第三者の基本権の保障、こどもたちの福祉の保障と国家の保護責任に関心を払っていることはこれまでの各行政裁判所の判断とは異なる点が重要である。しかし、他方では内部の民主的構造までもボン基本法は要請するものではなく、また、他の宗教団体に（非寛容な）態度も宗教団体の自己決定に属することであって、公法上の宗教団体の認可とは関わりはないとしている。

更に、連邦憲法裁判所は公法上の宗教団体と宗教の自由との関連性を認め、前者は後者の展開のための手段であるという。すなわち、宗教の自由をより重視し、その観点から国家の宗教的中立性、宗教団体の同権の必要性を指摘しているのである。ただ、これらについてはあまり明確な表現とはいえないが、ベルリン行政裁判所、ベルリン上級行政裁判所の宗教の自由を強調する判断と見解を同じくするものと思える。

ところで、連邦行政裁判所の判決において最大の争点となった選挙への参加が公法上の団体の認可の基準となるか否かの問題である。連邦憲法裁判所はこのことに関して、公法上の団体の認可に際しては教義内容ではなく、行為内容に関して判断すべきことを明らかにした。なぜなら、国家の宗教的中立性の原則は教義、信仰内容を評価することを禁止しているからである、としたのである。

そして、「エホバの証人」が教義に基づいて選挙に参加しないのは、宗教団体の自己理解によるものであり、ボン基本法4条の宗教の自由の保障の範囲に属する、としている。連邦行政裁判所は選挙への参加を国家への忠誠として必要であるとしたが、連邦憲法裁判所は選挙への参加の否定は公法上の団体の地位とは矛盾するものではないし、国家はそこまでの忠誠を要求してはいない、として「不文の基準」の内容を限定したのである。

ただ、連邦憲法裁判所は全面的に「エホバの証人」の主張を認めたのではないことにも注意を要する。なぜなら、判決の要旨<2>でいえば、公法上の宗教団体の認可に際して、連邦行政裁判所の「選挙への参加」という判断基準が憲法に抵触していることを認めつつも、<1>でいう他の基準を適用した場合、果たして「エホバの証人」が公法上の団体としての資格があるかどうかの判断を保留しているからである。

先にも述べたように連邦憲法裁判所は、法的誠実性の内容として基本権侵害の有無を問うているのであるが、「エホバの証人」の具体的行為の問題、たとえば、脱会者に対する強制的引き止め、団体内のこどもたちの福祉への侵害があるかどうかの問題は未決定であり、今後はこの問題からの公法上の団体としての適格性の審査が必要である、としているのである。

連邦行政裁判所はこれらの問題を問うことなく教義の審査に入ったが、本判決はこの点に関する連邦行政裁判所の判決の破棄差し戻しの判決であって、他方、基本権侵害の実態の問題については未解決、未決定である、と連邦憲法裁判所は指摘している。したがって、今後、この問題に関して改めて連邦行政裁判所の判断が待たれるのである。それゆえに、本判決はただちに「エホバの証人」の公法上の団体の地位を認めたことにはならないのである。

⑧連邦憲法裁判所の判決の意味

まず、連邦憲法裁判所が公法上の宗教団体の認可について、教義、信仰内容を審査するのではなく、具体的行為（基本権の侵害）を審査をすべきであるとしたことに意味がある。なぜなら、これまではキリスト教会（一部ユダヤ教会）だけが公法上の団体として認可されてきたという現実があるからである。もちろん、それは、単に形式的基準を満たさなかっただけであるということもできる。

しかし、そこにはキリスト教的伝統からの判断（内容的基準）がなされる可能性があるとの懸念もあり、公法上の団体の認可の実例を見ても国家とキリスト教との密接な協力関係は明白であった。そして、公法上の団体に関する選挙への参加の要請もキリスト教的世界観からの判断ではないかという疑問が生ずる

のは当然である。

しかし、本判決は明確に選挙への参加の必要はなしとの判断基準を明らかにすることにより、今後の方向性を示したともいえるのである。そして、ここで示された教義を審査しないとの判断基準によれば、「エホバの証人」を含む新宗教、イスラム教も先に指摘されたような組織形態を整備し、連邦憲法裁判所の指摘する意味での法的誠実性を満たせば公法上の宗教団体として認可される可能性が高まるからである。

また、本判決の出される前年に開催されたドイツ国法学者大会でもそのような意見が見られた。選挙への参加の問題、教義の審査の問題はワイマール 137 条の公法上の宗教団体に関わる事柄である。そして、それはまたボン基本法 4 条の宗教の自由との関係について、これまでベルリン当局、各行政裁判所において争われてきたことである。

この点について、連邦憲法裁判所が宗教の自由の保障を公法上の宗教団体の認可の問題にまで広げたことの意味も大きい。連邦行政裁判所が宗教の自由と公法上の宗教団体の認可の問題と切り離し、結果的に宗教の自由の保障の範囲を限定したことと対照的である。いいかえれば、連邦憲法裁判所は宗教の自由をこれまでの国家と宗教との関係(キリスト教との協力関係)よりも優先させたともいえるのである。

具体的には、宗教団体の内部秩序、他の宗教団体への態度、そして、選挙への参加の問題についても宗教団体の自己決定、自己理解に委ねたことである。そこに宗教の自由の保障を広く認めるとともに、公法上の宗教団体という国家との密接な協力関係にまでこのような自己理解、自己決定を広げることによって宗教の自由の保障をより強調したからである。

そして、宗教の自由の保障と関連して、国家の宗教的中立性がこれまで以上に厳格に解釈されていることにも注目される。宗教の自由の保障を広く認めることは、国家と特定の宗教との協力関係はますます消極視されるのである。いいかえれば、国家の宗教的中立性の原則の解釈においてこれまで以上に各宗教の平等、同権性 (Parität) が明確化されることになるからである。本判決においても、連邦行政裁判所の判決は 4 条の宗教の自由とともに 3 条の平等原則に抵

触すると判断していることはそれを示唆する。

総括

ドイツにおける国家と宗教との関係の特徴は国家とキリスト教会との協力関係であったが、このことについては近年、「揺れ」が見られるのである。なぜなら、このような協力関係に対して、宗教の自由、とりわけ（キリスト教以外の）宗教的少数者の自由の保障、宗教的多元性、宗派の同権性の観点から見直されつつあるからである。

これまでボン基本法4条は主観的権利としての宗教の自由を保障すると同時に客観的法秩序として国家の宗教的中立性の原則を規定するものであるとされてきた。とはいえ、法廷における十字架の設置、教室における祈祷等の問題に関しても連邦憲法裁判所は国家の宗教的中立性を認めつつも、結局は、宗教的少数者に対しては国家とキリスト教会との協力関係を寛容の名の下に受忍を求めてきたのである³³⁾。

また、連邦憲法裁判所だけでなく、公法学においても、たとえば、カンペンハウゼンは「宗教の自由」は、ボン基本法7条の親の宗教教育の権利にもとづく公立学校における宗教教育(キリスト教の宗派教育)において具体化されるという。また、ドイツ社会においてキリスト教は文化的、道徳的基盤となっているとして、国家とキリスト教との協力関係に対しては全く肯定的な意見を述べている³⁴⁾。

ところで、ドイツ公法学では宗教の自由について、国家から関与されない消極的自由と、宗教的信念を外部的に表現していく積極的自由があるとされている。先に述べたカンペンハウゼンの「宗教の自由」も実は後者の自由を意味するのであって、そこに国家の協力関係が加わり、法廷の十字架設置、教室での祈祷の認容となったのである。

しかし、先にも述べたように1995年の連邦憲法裁判所の「教室十字架判決」は、従来の考え方を修正し、これまでの国家とキリスト教会との協力関係を(宗教的少数者の)宗教の自由、しかも消極的自由の保障の観点から見直すものであった。そして、「エホバの証人」に関する判決の理由づけを見ても、少数者

の宗教の自由により配慮し、国家の宗教的中立性の解釈を厳格に解釈し、宗教の平等に配慮したものになっている。

その意味では、本判決も個別の問題というよりも、近年の連邦憲法裁判所の考え方を示すものであり、今後の国家と宗教との関係の方向性を示唆するものであると考えられる。筆者はこれまで、このような「修正」、「揺れ」は概して「分離」の方向性を示すのではないかと述べてきたが、ただ、この場合の「分離」の概念は多様な意味を持つので改めて詳しい説明が必要である。

というのも、連邦憲法裁判所が従来の国家とキリスト教会との協力関係から「分離」の方向を目指すとしても、その場合の「分離」の概念には、フランスをモデルとしたような国家と宗教との関係をより分離の方向で理解するのか、それとも国家はそのような分離ではなく各宗教と等距離、平等な関係を維持するのかの選択肢が考えられるからである。

今後、連邦憲法裁判所、ドイツ公法学が消極的自由だけを強調するならば、国家は宗教との関係を分離することになるが、積極的自由をも考慮するならば国家は宗教団体に協力し、かつ平等な協力関係を保つことになる。結論をいえば、今後、ドイツにおけるこれまでの国家と宗教との関係に「揺れ」が見られるとしても、世俗主義 (Laizismus) ではなく、むしろ、国家と宗教との協力関係の継続と国家の宗教 (団体) への平等な処遇の方向であると考えられる。

たとえば、ボン基本法7条で規定されている公立学校における正規の授業としての宗教教育は一般的な宗教教育ではなく宗派の教育であるが、今後、分離論を徹底して(その場合は基本法改正)これを公教育において廃止することなどは到底考えられない。ただ、ユダヤ教、キリスト教以外の宗派の教育を正規の授業として平等に取り入れていくことは可能性として想定されるのである³⁵⁾。

公法上の宗教団体についても、国家と宗教との分離論を徹底してそれを廃止するとはほとんど予想できない³⁶⁾。また、連邦憲法裁判所もそれを違憲の制度であると述べたことは一度もない。「エホバの証人」の判決の事例を見ても各宗教団体の同権性、平等の処遇が前提とされているのである。したがって、近年のドイツにおける国家と宗教との関係における「揺れ」の問題も、結局は以上の方向性にあるのではないかと考えられるのである。

注

- 1) ドイツにおける国家と宗教についての包括的研究としては清水望『国家と宗教』、早稲田大学出版部(1991)がある。
- 2) Alexander Hollerbach, Grundlagen des Staatskirchenrechts, in: Handbuch des Staatsrechts der Bundesrepublik Deutschland, Bd 6, hrsg. von Isensee und Kirchhof, 1989, S.479.
- 3) Mangoldt/Klein, Das Bonner Grundgesetz, Bd 14, 1991, S.168.
- 4) *vgl.* Peter Badura, Staatsrecht, 1986, S.603. スメントはナチ支配時代のキリスト教会の抵抗を高く評価している。
- 5) Hollerbach, a.a.O., S.540.
- 6) Hollerbach, a.a.O., S.518.
- 7) Maunz/Zippelius, Deutsches Staatsrecht, 1994, S.225. もっとも、ドイツ国法学の中にはワイマール憲法137条5項の公法上の宗教団体の規定が、教会(Kirche)ではなく、宗教団体(Religionsgemeinschaft)の名称を使用していることに宗教的多元主義への配慮がうかがえるとの意見もなくはない。しかし、それは今日の状況からする後追いの解釈ではないだろうか。むしろ、制定時からの変化を客観的に認識することが必要である。
- 8) Hollerbach, a.a.O., S.540-541. このような固有性と自立性から、公法上の宗教団体、とりわけキリスト教の大教会と国家の「同格理論」が主張されるところにもドイツの国家と宗教の関係の特徴がうかがわれる。この「同格理論」に関しては清水前掲書が詳しい。
- 9) イスラム教の場合は、現在まで公法上の宗教団体として認可されていないが、イスラム教徒のドイツ社会への統合を考えるならば公立学校における宗教教育を担当させるべきであるとの国法学者の意見もある。*vgl.* Veröffentlichungen der Vereinigung der Deutschen Staatsrechtslehrer(VVDStRL), Heft 59, S.308.
- 10) この議論については、後述28)のベルリン上級行政裁判所の判決の中で引用されているフリーゼンハーンの論文参照。
- 11) Axel Frhr.v.Campenhausen, Staatskirchenrecht, 2.Auflage, 1983, S.95.
- 12) Mangoldt/Klein, a.a.O., S.167.
- 13) Empfehlungen der Kultusministerkonferenz über die Verleihung der öffentlichen Körperschaftsrechte an Religionsgesellschaften und Weltanschauungsvereinigungen.
- 14) Erläuterungen der für kirchliche Angelegenheiten zuständigen Länderressorts zu den Empfehlungen der Kultusministerkonferenz vom 12.März 1954 über die Verleihung der öffentlichen Körperschaftsrechte an Religionsgesellschaften und Weltanschauungsvereinigungen.

- 15) BVerfGE 66,1.
- 16) Hermann Weber, Die Verleihung der Körperschaftsrechte an Religionsgemeinschaften, in: Zeitschrift für evangelisches Kirchenrecht, Bd 34, 1989, S.354.
- 17) Endbericht der Enquete-Kommission, Sogenannte Sekte und Psychogruppen. 1998, S.131. この報告書の概要については、拙稿「ドイツにおける『いわゆるセクト』への対応」、宗教法20号、55頁以下で紹介。
- 18) Weber, a.a.O., S.352.
- 19) A.a.O., S.356.
- 20) A.a.O., S.347.
- 21) *vgl.* Gottfried Held, Die Kleinen Öffentlich-Rechtlichen Religionsgemeinschaften im Staatskirchenrecht der Bundesrepublik, in: Jus Ecclesiasticum Bd22.
- 22) Weber, a.a.O., S.370.
- 23) Weber, a.a.O., S.344.
- 24) 清水前掲書、282頁。
- 25) 同261頁。ただ、この場合の分離の概念には幅があり、フランス憲法的な意味での分離であるかは判然としない。
- 26) ベルリン当局の決定の内容に関しては以下で述べる各裁判所の判決から摘要した。
- 27) Neue Zeitschrift für Verwaltungsrecht (NVwZ) 1994, S.609ff.
- 28) NVwZ 1996, S.478.
- 29) Entscheidungen des Bundesverwaltungsgerichts 105 117ff. Neue Juristische Wochenschrift, 1997, Heft 36, S.2396ff.
- 30) BVerfGE 93,1. 本事件は、公立学校の教室における十字架の掲示が争われたものである。本判決については拙稿「ドイツ連邦憲法裁判所の『十字架判決』をめぐる」、宗教法18号、245頁以下で先例からの変更を指摘。
- 31) VVDStRL Heft 59, S.317.
- 32) <http://www.bundesverfassungsgericht.de/ents.../rs20001219>.
- 33) この点に関しては、前掲の宗教法18号の拙稿で詳細に検討している。
- 34) Campenhausen, a.a.O., S.51ff. それゆえにカンペンハウゼンは連邦憲法裁判所の「教室十字架事件」判決に対しては厳しい批判をしているが、宗教法18号の拙稿の中でこのことを紹介する。
- 35) 「国家と宗教」のテーマで開催された1999年のドイツ国法学者大会の議論もこのような考え方が少なからずあった。 *vgl.* VVDStRL Heft 59.
- 36) ただ、政党レベルでは1970年代に自由民主党が、公立学校における宗教教育の廃

止、公法上の宗教団体の廃止、国家とキリスト教会との条約（協約）の廃止を主張した文書を明らかにしたことがある。加藤雅彦他編『事典・現代のドイツ』、大修館書店(1998)、604頁参照。